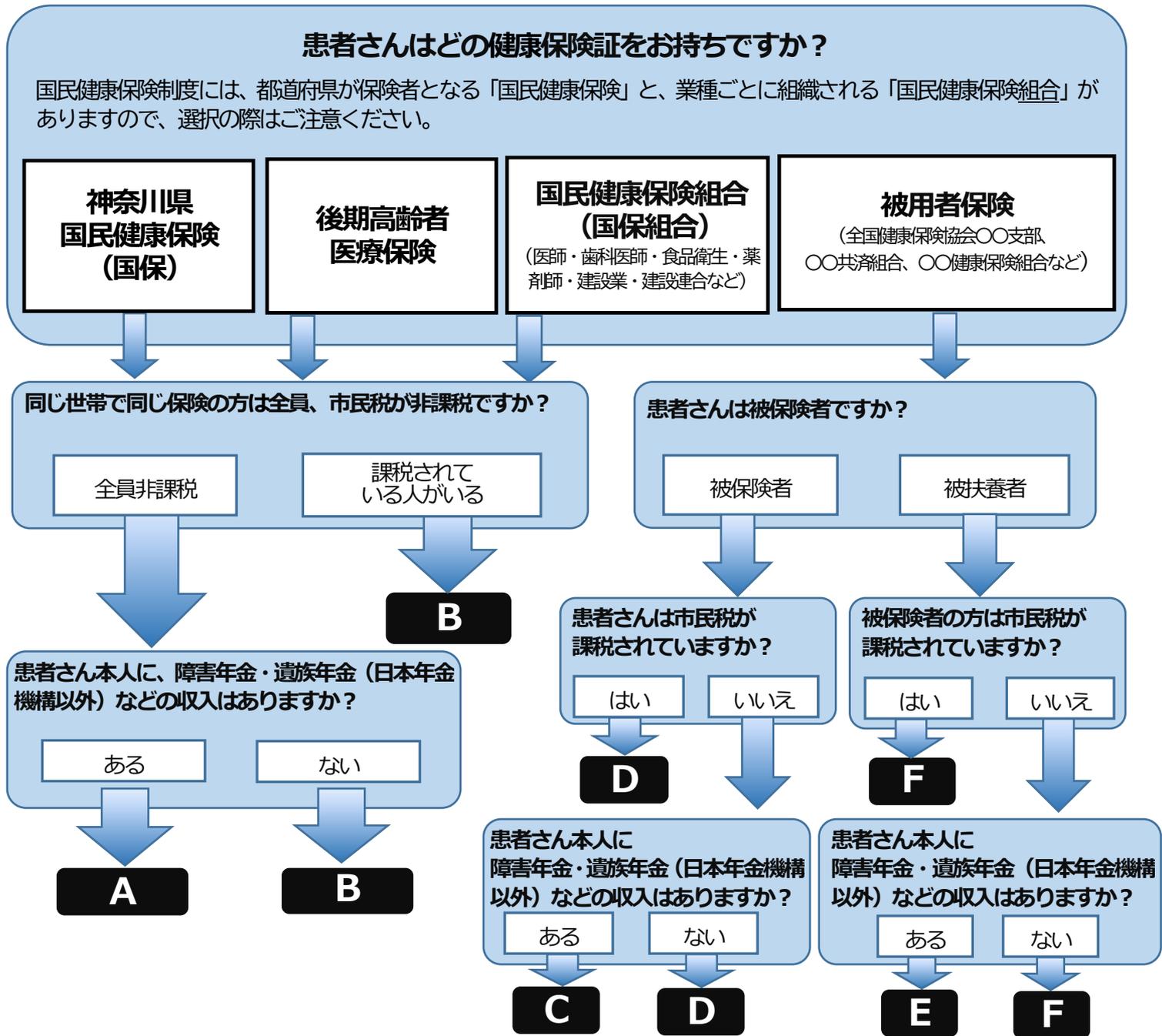


必要書類 確認チャート

次のチャートで、健康保険の資格が確認できる書類・年金等証明書類等の必要な書類をご確認ください。



必要な書類は、次ページでご確認ください。

確認チャート結果		必要な書類(健康保険証等/年金等証明書類等)
A	健康保険証等	・同じ世帯で同じ健康保険に加入している方全員分の健康保険の資格が確認できる書類のコピー
	年金	・年金等の収入額(※)が分かるもののコピー
B	健康保険証等	・同じ世帯で同じ健康保険に加入している方全員分の健康保険の資格が確認できる書類のコピー
C	健康保険証等	・患者さん(被保険者)本人の分の健康保険の資格が確認できる書類のコピー
	年金	・年金等の収入額(※)が分かるもののコピー
D	健康保険証等	・患者さん(被保険者)本人の分の健康保険の資格が確認できる書類のコピー
E	健康保険証等	・患者さんと被保険者の分の健康保険の資格が確認できる書類のコピー(患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の健康保険の資格が確認できる書類のコピーのみで可)
	年金	・年金等の収入額(※)が分かるもののコピー
F	健康保険証等	・患者さんと被保険者の分の健康保険の資格が確認できる書類のコピー(患者さんの健康保険の資格が確認できる書類で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の健康保険の資格が確認できる書類のコピーのみで可)

(※) 障害基礎年金・遺族年金・その他の給付金にかかる証明書類について

- ・日本年金機構以外の年金等を受給されている方のみ、証明書類の提出が必要です。
- ・必要書類確認チャートA・C・Eに該当し、前年中に障害基礎年金・遺族年金・その他の給付金を受給していた場合、追加で受給金額がわかる振込通知書等のコピーを提出してください。
- ・日本年金機構以外の年金等とは、国家公務員共済組合法や地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法等に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」等をさします。
- ・その他の給付金とは、労働者災害補償保険法に基づく「障害補償給付」・「障害給付」、国家公務員災害補償法に基づく「障害補償」、地方公務員災害補償法に基づく「障害補償」及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で「障害を支給事由とするもの」、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別児童扶養手当」・「障害児福祉手当」・「特別障害者手当」並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「福祉手当」をさします。
- ※受給されている年金やその他給付金が該当になるか不明な場合は、15ページの市役所の電話番号(045-671-4040)までお問い合わせください。また、一度ご提出いただき、市役所で確認させていただくことも可能です。
- ・申請書記入時(裏面)には、年金給付金の制度種類→障害年金/遺族年金/その他の給付金のいずれかに○をつけ、支給機関名を記入してください。
- ・年金等の収入額については、新規申請を行う月によってどの年の分を提出していただくかが異なります。

支給認定申請の受付日 (申請書類受理日)	年金証明書類の年度
令和7年7月1日～令和8年6月30日	令和6年1月～12月の年金収入が分かる証明書類
令和8年7月1日～令和9年6月30日	令和7年1月～12月の年金収入が分かる証明書類